

昭島都市計画地区計画の決定（昭島市決定）（案）  
昭島中央線沿線地区地区計画を次のように決定する。

諮問第2号

名 称		昭島中央線沿線地区地区計画
位 置※		宮沢町一丁目、上川原町一丁目、上川原町三丁目、大神町一丁目、大神町二丁目及び田中町一丁目各地内
面 積※		約7.6ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市内の拠点施設への東西方向の連絡強化を担う、昭島都市計画道路3・4・1号（昭島中央線）の沿道に位置している。</p> <p>昭島市都市計画マスタープランにおいて、本都市計画道路は広域交流基幹軸、広域交流軸を補完し、また、各地域間や拠点間の連絡を強化し、市内における生活や都市活動を支える軸として役割を担う都市連絡軸として掲げられている。</p> <p>また、本地区の住環境の特徴としては、既存道路に沿って低層の住宅街が形成され、緑豊かな環境を有していることが挙げられる。</p> <p>これらのことから本地区計画は、都市計画道路の整備に合わせて、沿道の土地の適正かつ有効な利用を図り、活力ある空間形成を誘導するとともに、周辺の緑豊かな住環境との調和を図ることを目指す。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区を2つの地区に区分し、地区内外の環境に配慮するとともに、それぞれの地区特性にふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p>(1) 西側地区 商業・業務・サービス機能を導入し活力の創出を図り、中心拠点と行政拠点を結ぶ道路の沿線としてふさわしい土地利用の誘導を図る。</p> <p>(2) 東側地区 商業・サービス機能を導入し利便性の向上を図り、都市計画道路沿線としてふさわしい土地利用の誘導を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>緑豊かな住環境や、良好な街並みの形成及び防災性の向上を図るとともに、住宅及び商業・業務施設等の適正かつ有効な立地を図るため、建築物等の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 健全で周辺環境と調和の取れた住環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める</p> <p>(2) 建築物の敷地の細分化を防ぎ、緑豊かな住環境の保全を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める</p> <p>(3) 地区の背後に展開する住宅地や農地への影響の低減と、良好な街並みの形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める</p> <p>(4) 良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態または意匠の制限を定める</p> <p>(5) 緑豊かな住環境の形成と防災性の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める</p>

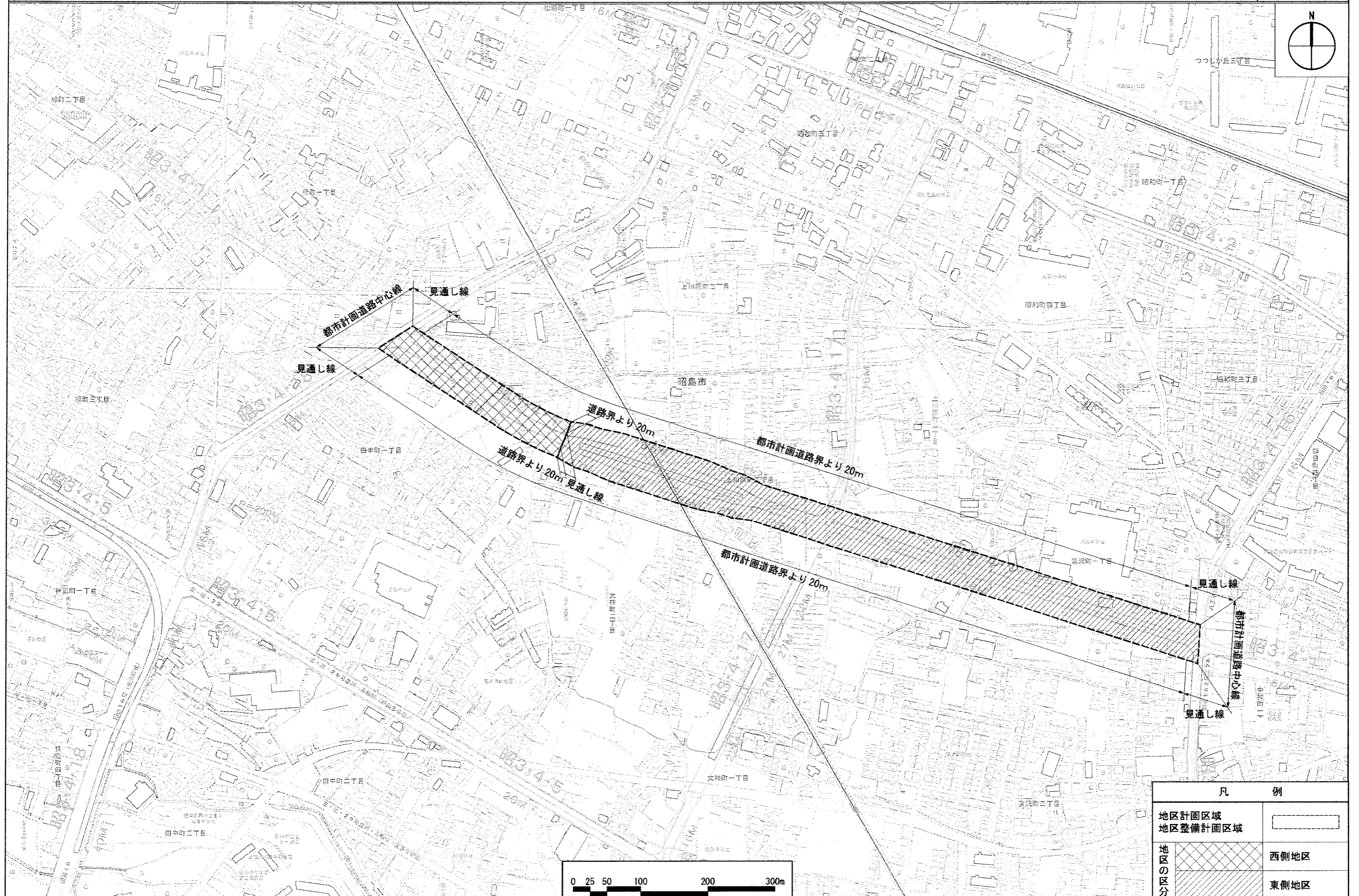
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の	名称	西側地区	東側地区	
		区分	面積	約1.6ha	約6.0ha	
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる風俗営業の用に供する建築物 (3) 床面積15㎡を超える畜舎 (4) 自動車教習所	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる風俗営業の用に供する建築物	
		建築物の敷地面積の最低限度		100㎡		
		建築物等の高さの最高限度		15m		
		建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限		(1) 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱は、刺激的な原色や光沢のある素材を避け、周辺の街並みと調和のとれた落ち着いたものとする。 (2) 屋外広告物等の色彩、形態、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとする。 (3) 屋外広告物等は、建築物の屋上に設置してはならない。ただし、学校及び病院についてはこの限りではない。		
		垣又はさくの構造の制限		道路に面する垣又はさくの構造は、良好な景観を形成するよう生垣又は透視可能で周辺環境と調和したフェンス(0.6m以下の基礎部分を除く。)等とする。ただし、良好な沿道環境の形成に配慮したものについては、この限りでない。		

※は知事協議事項

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理由：昭島都市計画道路3・4・1号の整備に合わせて、沿道にふさわしい健全で活力ある土地利用、周辺の緑豊かな住環境と調和した良好な住環境の形成を図るため、地区計画を決定する。





凡 例		
地区計画区域		
地区整備計画区域		
地区の区分		西側地区
		東側地区

昭島都市計画用途地域の変更（昭島市決定）（案）

諮問第3号

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面積	容 積 率	建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種 低層住居 専用地域	約 35.2 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
	2.5	5/10	3/10	—	—	10	2.4
	483.7	6/10	3/10	—	—	10	0.2
	22.5	8/10	4/10	—	—	10	33.6
	45.2	8/10	4/10	—	—	12	1.6
小 計	589.1						40.9
第二種 低層住居 専用地域	約 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
第一種 中高層住居 専用地域	約 2.1 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
	43.8	15/10	4/10	—	—	—	0.1
	221.7	15/10	5/10	—	—	—	3.0
小 計	267.6						15.4
第二種 中高層住居 専用地域	約 11.8 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
11.8	20/10	6/10	—	—	—	—	0.8
小 計	11.8						0.8
第一種 住居地域	約 55.4 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
55.4	20/10	6/10	—	—	—	—	3.8
小 計	55.4						3.8
第二種 住居地域	約 45.5 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
45.5	20/10	6/10	—	—	—	—	3.2
小 計	45.5						3.2

種 類	面積	容 積 率	建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
準住居地域	約 2.0 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
	47.3	20/10	6/10	—	—	—	0.1
小 計	49.3						3.3
近 隣 商業地域	約 21.9 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
	32.6	20/10	8/10	—	—	—	1.5
	5.4	30/10	8/10	—	—	—	2.3
小 計	59.9						0.4
商業地域	約 4.5 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
	5.7	20/10	8/10	—	—	—	0.3
	6.8	30/10	8/10	—	—	—	0.4
小 計	17.0						0.5
準工業地域	約 314.7 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
314.7	20/10	6/10	—	—	—	—	21.9
小 計	314.7						21.9
工業地域	約 29.9 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
29.9	20/10	6/10	—	—	—	—	2.1
小 計	29.9						2.1
工業 専用地域	約 ha	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 %
—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
合 計	約 1,440.2 ha						%
							100.0

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。」  
 理 由 昭島中央線沿線地区区画の策定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

新旧対照表

( ) 内は変更箇所を示す。

種 類	容積率	建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
第一種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	5/10	3/10	—	—	10	35.2	2.4	35.2	2.4	△ 5.8
	6/10	3/10	—	—	10	2.5	0.2	2.5	0.2	
	8/10	4/10	—	—	10	(483.7)	(33.6)	(489.5)	(34.0)	
	8/10	4/10	—	—	12	22.5	1.6	22.5	1.6	
10/10	5/10	—	—	10	45.2	3.1	45.2	3.1		
小 計					(589.1)	(40.9)	(594.9)	(41.3)	△ 5.8	
第二種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計										
第一種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	15/10	4/10	—	—	—	2.1	0.1	2.1	0.1	5.7
	15/10	5/10	—	—	—	43.8	3.0	43.8	3.0	
	20/10	6/10	—	—	—	(221.7)	(15.4)	(216.0)	(15.0)	
20/10	6/10	—	—	—						
小 計					(267.6)	(18.5)	(261.9)	(18.1)	5.7	
第二種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
20/10	6/10	—	—	—	11.8	0.8	11.8	0.8		
小 計					11.8	0.8	11.8	0.8		
第一種 住居地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	(55.4)	3.8	(55.3)	3.8	0.1
小 計					(55.4)	3.8	(55.3)	3.8		
第二種 住居地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	45.5	3.2	45.5	3.2	
小 計					45.5	3.2	45.5	3.2		

種 類	容積率	建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
準住居地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	2.0	0.1	2.0	0.1	
	30/10	6/10	—	—	—	47.3	3.3	47.3	3.3	
小 計					49.3	3.4	49.3	3.4		
近 隣 商業地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	8/10	—	—	—	21.9	1.5	21.9	1.5	
	30/10	8/10	—	—	—	32.6	2.3	32.6	2.3	
40/10	8/10	—	—	—	5.4	0.4	5.4	0.4		
小 計					59.9	4.2	59.9	4.2		
商業地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	8/10	—	—	—	4.5	0.3	4.5	0.3	
	30/10	8/10	—	—	—	5.7	0.4	5.7	0.4	
40/10	8/10	—	—	—	6.8	0.5	6.8	0.5		
小 計					17.0	1.2	17.0	1.2		
準工業地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	314.7	21.9	314.7	21.9	
小 計					314.7	21.9	314.7	21.9		
工業地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	—	—	29.9	2.1	29.9	2.1	
小 計					29.9	2.1	29.9	2.1		
工業 専用地域	以下	以下	m	m <sup>2</sup>	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計										
合 計						約 ha	%	約 ha	%	
						1,440.2	100.0	1,440.2	100.0	

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
昭島市大神町二丁目地内	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 40 % 容積率 80 % 高さの限度 10 m 敷地面積の 最低限度 —	第一種住居地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 高さの限度 — 敷地面積の 最低限度 —	約 ha 0.1	
昭島市宮沢町一丁目、上川原町一丁目、上川原町三丁目、大神町一丁目及び大神町二丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 40 % 容積率 80 % 高さの限度 10 m 敷地面積の 最低限度 —	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60 % 容積率 200 % 高さの限度 — 敷地面積の 最低限度 —	約 ha 5.7	



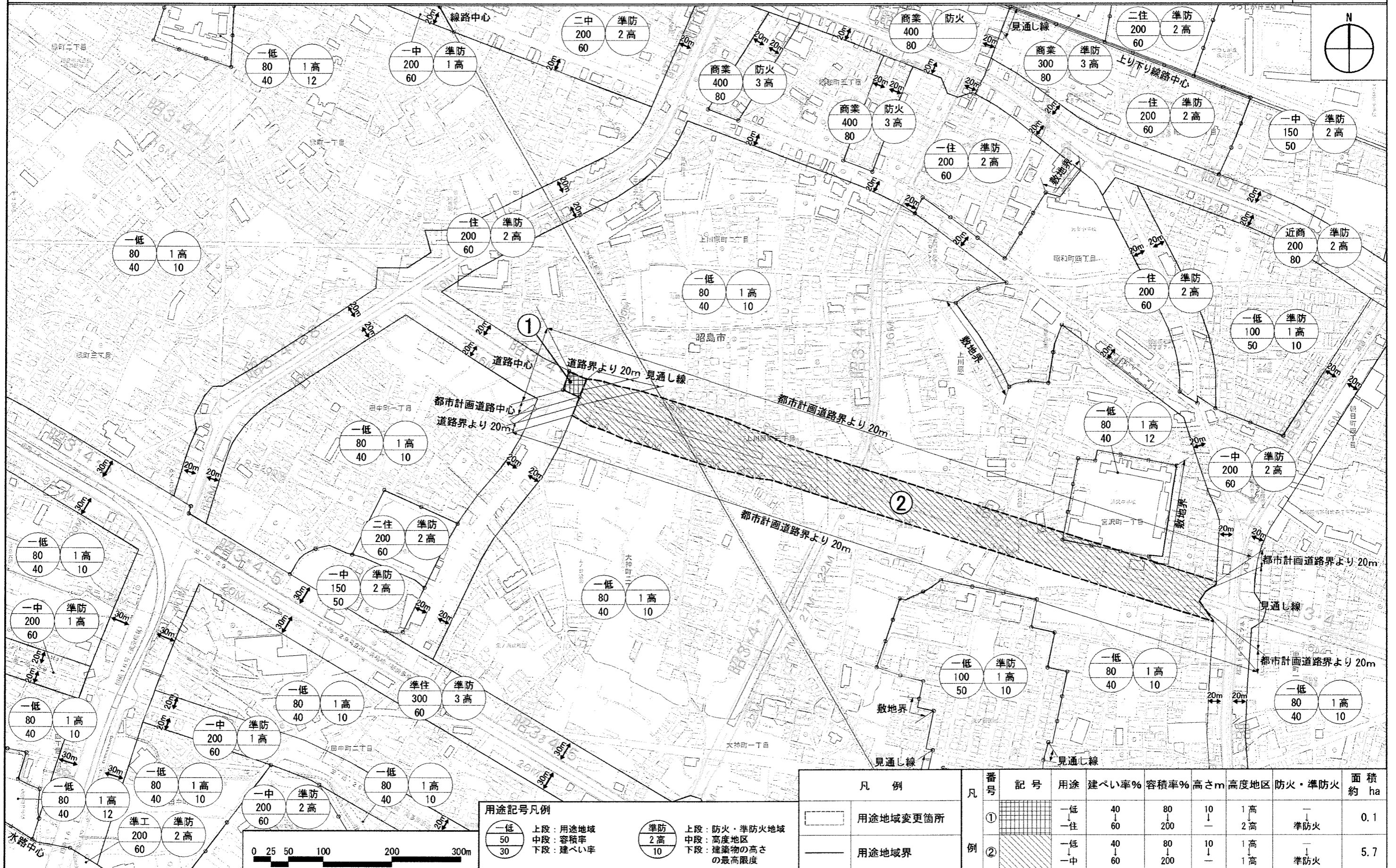


昭島都市計画用途地域  
昭島都市計画高度地区  
昭島都市計画防火地域及び準防火地域

計 画 図  
計 画 図  
計 画 図

(案)

〔昭島市決定〕  
〔昭島市決定〕  
〔昭島市決定〕



用途記号凡例

一低	上段：用途地域 中段：容積率 下段：建ぺい率	準防	上段：防火・準防火地域 中段：高度地区 下段：建築物の高さの最高限度
----	------------------------------	----	--

凡例	凡	記号	用途	建ぺい率%	容積率%	高さm	高度地区	防火・準防火	面積約 ha
用途地域変更箇所	①	[Grid Pattern]	一低 一住	40 60	80 200	10 —	1高 2高	— 準防火	0.1
用途地域界	②	[Diagonal Lines]	一低 一中	40 60	80 200	10 —	1高 1高	— 準防火	5.7

# 諮問第4号

昭島都市計画高度地区の変更（昭島市決定）（案）

都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔 最 高 限 度 〕	第1種 高度地区	約 ha 660.9 (661.0)	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	第2種 高度地区	約 ha 651.6 (651.5)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	第3種 高度地区	約 ha 92.5 (92.5)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
	合計	約 ha 1,405.0 (1,405.0)	
<p>1 制限の緩和</p> <p>この規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(2) 敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1を減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p>			

〔 最 高 限 度 〕	<p>2 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。）第86条第1項及び第3項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により一又は二以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす当該一団地については、当該一団地を当該一又は二以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>(2) 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項及び第4項（同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、当該区域内に現に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす当該一定の一団の土地の区域については、当該一定の一団の土地の区域をこれら建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>3 既存不適格建築物等に対する適用の除外</p> <p>この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。</p> <p>4 許可による特例</p> <p>次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁（当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。）が許可したものについては、この規定は適用しない。この場合において、特定行政庁は、第2号又は第3号に該当するものについて許可するときは、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。</p> <p>(1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの</p> <p>(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの</p> <p>(3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物</p>
----------------------------	---

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

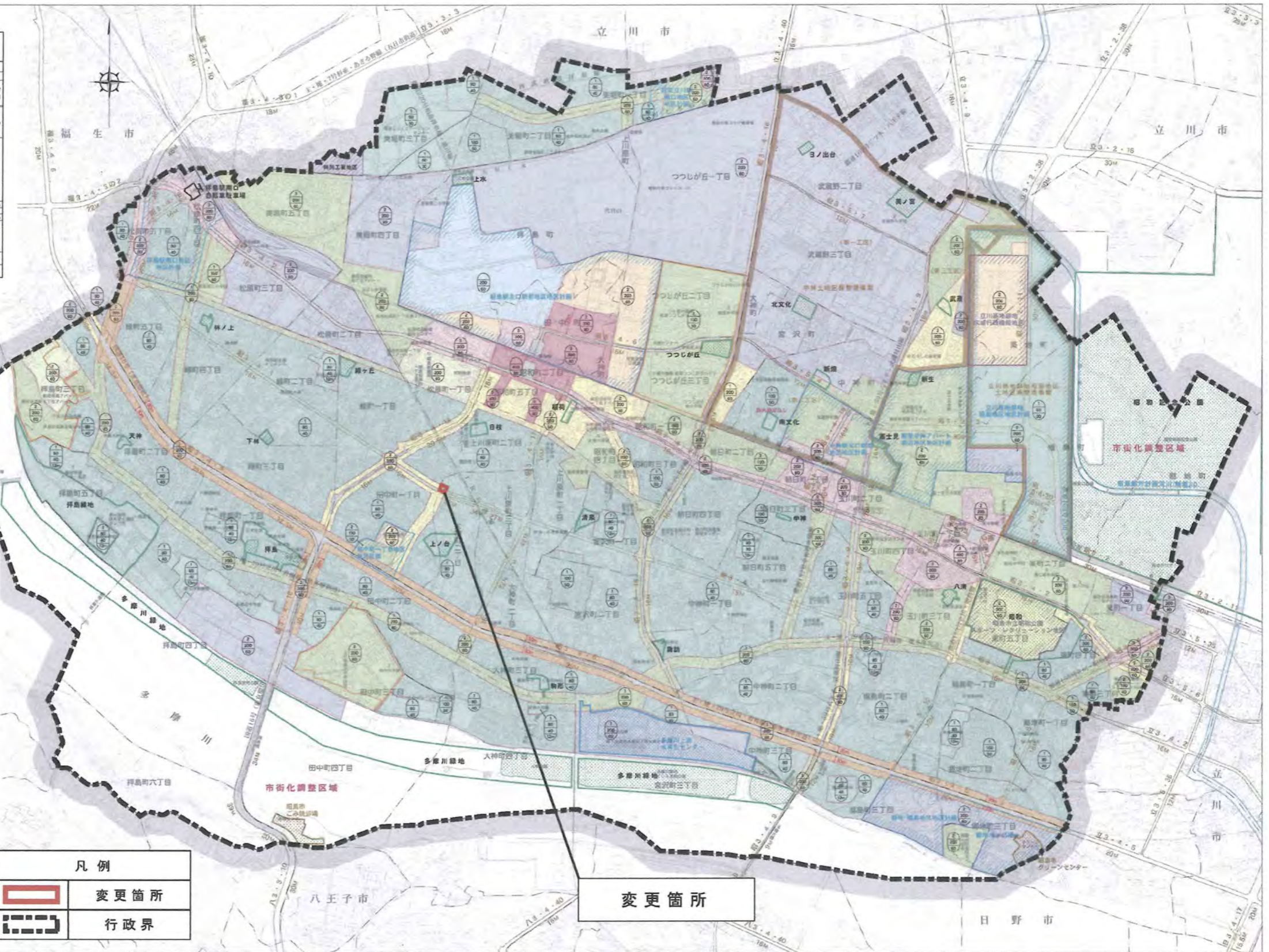
用途地域の変更に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
昭島市大神町二丁目地内	第1種高度地区	第2種高度地区	約 ha 0.1	

# 昭島都市計画高度地区 総括図〔昭島市決定〕

凡		例	
用途地域	高さ	防火規制	規制される日影時間
第一種低層住居専用地域	30	防火規制なし	規制される日影時間 2時間以上 1.5m
第一種中高層住居専用地域	60	防火規制なし	規制される日影時間 2時間以上 4m
第二種中高層住居専用地域	60	防火規制なし	規制される日影時間 2時間以上 4m
第一種住居地域	30	防火規制なし	規制される日影時間 2時間以上 1.5m
第二種住居地域	30	防火規制なし	規制される日影時間 2時間以上 1.5m
近隣商業地域	30	防火規制なし	規制される日影時間 2時間以上 1.5m
商業地域	40	防火規制なし	規制される日影時間 2時間以上 1.5m
準工業地域	20	防火規制なし	規制される日影時間 2時間以上 4m
工業地域	20	防火規制なし	規制される日影時間 2時間以上 4m



### 用途地域内の建築物の用途制限

用途地域における建築物の用途制限は、用途・工業などの業種の別を問わず、建築することとなる建築物の用途に適用される。次のとおり制限がある。

用途制限	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
○一定てよいもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△一定てよいもの	△	△	△	△	△	△	△	△	△
×一定てよいもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×

### 凡例

	変更箇所
	行政界

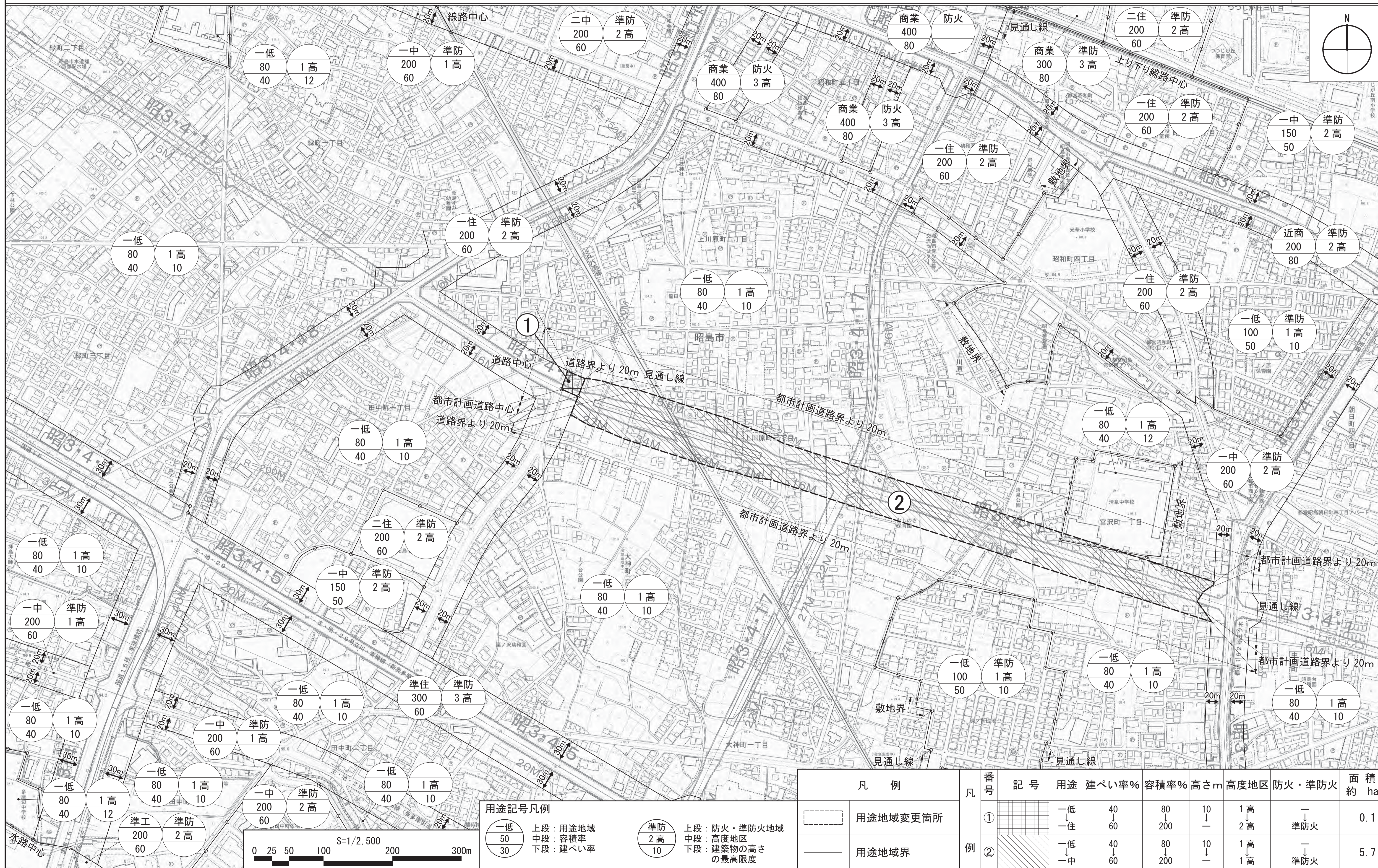
●この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都図2,500分の1の地形図(道路標記)を使用して作成したものである。  
 (承認番号) 25 都計基文第25号、平成25年5月10日  
 ●この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都図2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。  
 (承認番号) 25 都計基文第25号  
 ●この図の地形図は、東京都都市整備局と(株)ミッドマップ東京が著作権を有している。  
 (利用許諾番号) MMT 利用第 001 号-12

昭島都市計画用途地域  
昭島都市計画高度地区  
昭島都市計画防火地域及び準防火地域

計 画 図  
計 画 図  
計 画 図

〔昭島市決定〕  
〔昭島市決定〕  
〔昭島市決定〕

(案)



用途記号凡例

一低	上段：用途地域	準防	上段：防火・準防火地域
50	中段：容積率	2高	中段：高度地区
30	下段：建ぺい率	10	下段：建築物の高さの最高限度

凡例	凡	番号	記号	用途	建ぺい率%	容積率%	高さm	高度地区	防火・準防火	面積約 ha
用途地域変更箇所	①			一低 一住	40 60	80 200	10 —	1高 2高	— 準防火	0.1
用途地域界	例	②		一低 一中	40 60	80 200	10 —	1高 1高	— 準防火	5.7

昭島都市計画防火地域及び準防火地域の変更（昭島市決定）（案）

諮問第5号

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 12.2 ha	
準 防 火 地 域	約 874.1 ha (868.3)	
合 計	約 886.3 ha (880.5)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

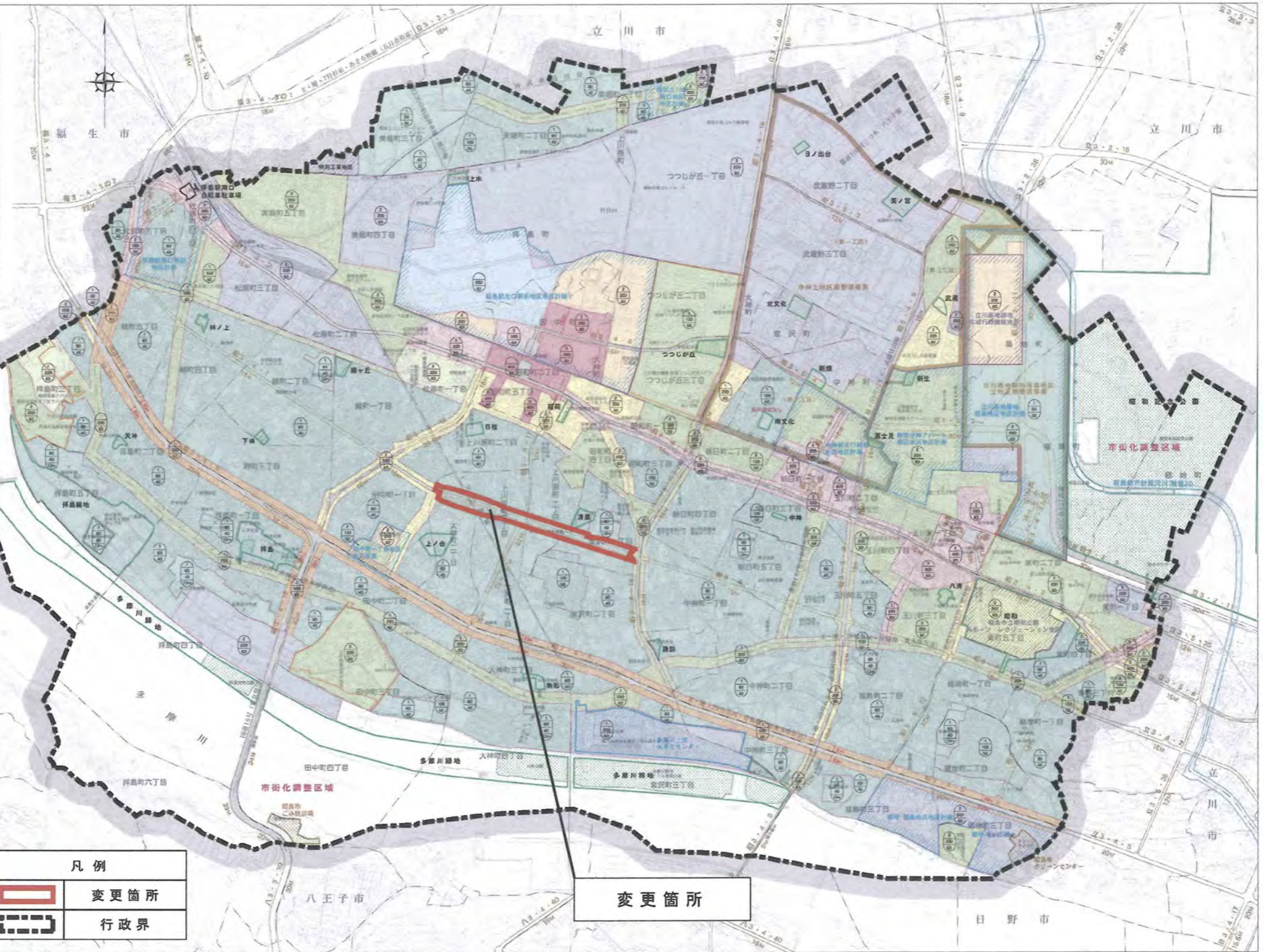
理由： 用途地域の変更に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
昭島市宮沢町一丁目、上川原町一丁目、上川原町三丁目、大神町一丁目及び大神町二丁目各地内	指定なし	準防火地域	約 5.8 ha	

変更概要

# 昭島都市計画防火地域及び準防火地域 総括図 [昭島市決定]

凡		例	
用途地域	防火規制	防火規制	防火規制
第一種中高層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物
第一種中層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物
第一種低層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物
第二種低層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物
準住居地域	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物
近隣商業地域	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物
商業地域	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物
準工業地域	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物
工業地域	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物	高さ10mを超える建築物



### 用途地域内の建築物の用途制限

各用途地域における色別用途の制限や、高さ・工法などの建築物の規制を定めるために、建築することがある建築物の用途については、次のとおり制限があります。

用途	第一種中高層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
○一定でないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△一定でないもの	△	△	△	△	△	△	△	△	△
×一定でないもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×

**凡例**

変更箇所

行政界

変更箇所

\*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都政2,500分の1の地形図(縮尺1:25,000)を使用して作成したものである。  
 (図説番号) 25 昭島市(昭島市) 昭島市、平成25年6月10日  
 \*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都政2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。  
 (図説番号) 25 昭島市(昭島市) 昭島市、平成25年6月10日  
 \*この図の製図は、東京都都市整備局と(株)ニドマップ東京が著作権を有している。  
 (刊行図説番号) MMT 昭島市 GC1 号-12





昭島都市計画用途地域  
昭島都市計画高度地区  
昭島都市計画防火地域及び準防火地域

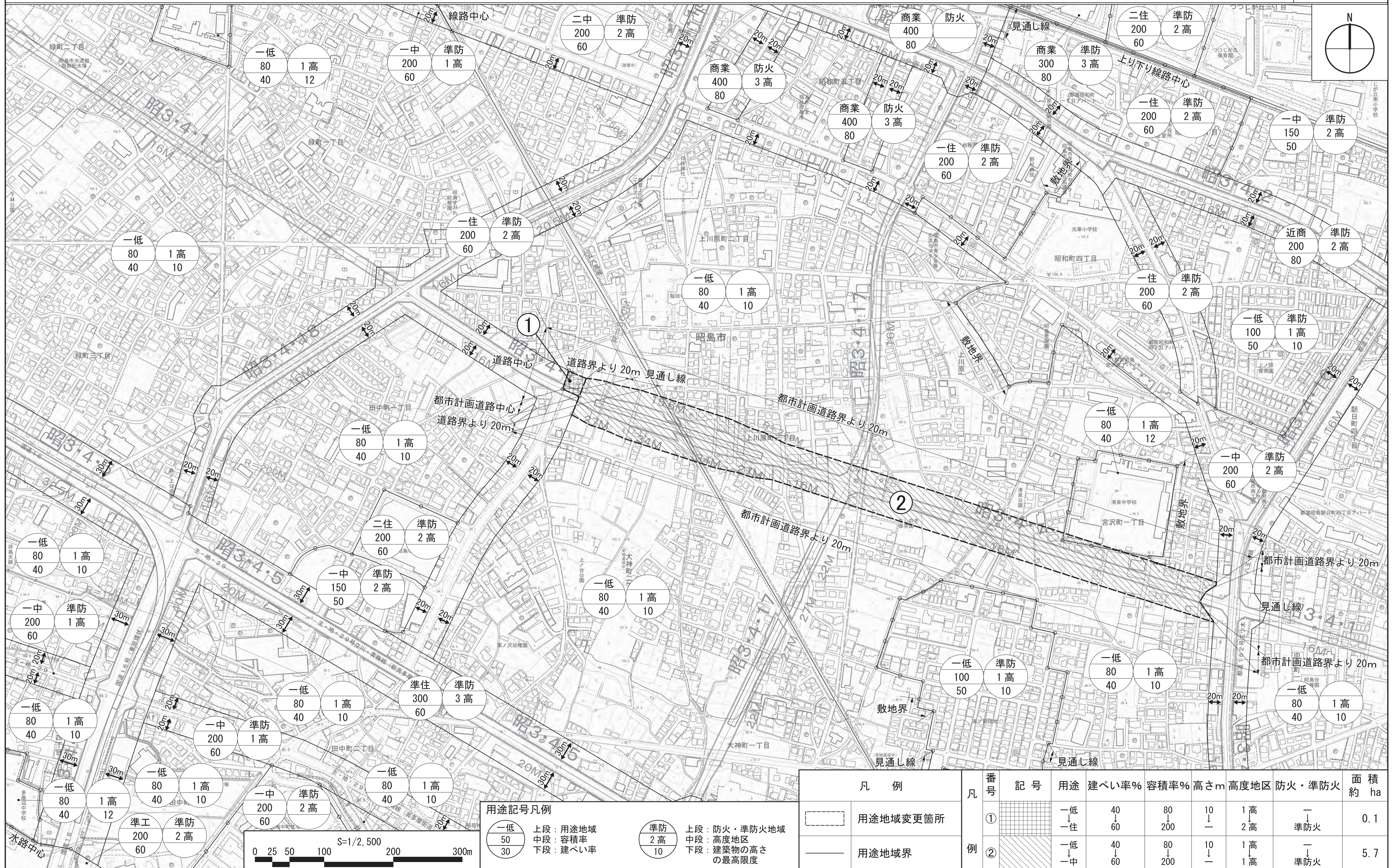
計 画 図  
計 画 図  
計 画 図

〔昭島市決定〕

〔昭島市決定〕

(案)

〔昭島市決定〕



用途記号凡例

一低	上段：用途地域	準防	上段：防火・準防火地域
50	中段：容積率	2高	中段：高度地区
30	下段：建ぺい率	10	下段：建築物の高さの最高限度

凡例	凡	番号	記号	用途	建ぺい率%	容積率%	高さm	高度地区	防火・準防火	面積約 ha
用途地域変更箇所	①			一低 一住	40 60	80 200	10 —	1高 2高	— 準防火	0.1
用途地域界	例	②		一低 一中	40 60	80 200	10 —	1高 1高	— 準防火	5.7